**正・副**

省エネ適判　計画変更調書

　　令和　　年　　月　　日

建築主又は設計者若しくは工事監理者の氏名

電話番号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チェック年月日・担当者名(副本には受付印) |  |  | 建築主氏名 |  |
| 確認済証番号 | 確愛R　　　第　　　　　　号・建確 |
| 交付年月日 | 令和　　　年　　月　　　　日 |
| 交付者 | 株式会社 確認検査愛知 代表取締役 山田貞二 |
| 計画変更適合性判定 | □要  □不要 | 適合判定通知書番号 | 第098-　　　　　　　　　　　　　　号 |
| 交付年月日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 軽微変更該当証明書 | □要（C）  □不要(□A □B □非該当) | 交付者 |  |
| 建築場所 |  |

の欄は記入しないでください。

　○当初の計画を変更する場合、当調書を正副２部提出してください。

○返却された調書（副本）の結果に基づき下記を参考に必要な手続きを行ってください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 計画変更省エネ適合性判定 | 要 | 変更計画書を提出して変更部分着手前に省エネ適合性判定を受けてください。 |
| 不要 |
| 軽微変更該当証明書 |  |  |
| 不要 | 要 | 完了検査を受検する前に軽微変更該当証明書の交付を受けてください。完了検査には、軽微な変更説明書と軽微変更該当証明書が必要です。 |
| 省エネに関して変更手続きは不要です。完了検査には本調書（副）と軽微な変更説明書が必要です。  ※省エネ性能に直接関係が無い内容の変更の場合は本調書（副）のみ必要です。 |

【注意事項】①軽微な変更の判断について不明点はご相談ください。

　　　　　　　 ②変更の状況により手数料がかかります。建築物エネルギー消費性能適合性判定料金規程により　　ご確認ください。

【添付書類】①軽微な変更説明書

②軽微な変更を示す図面及び計算書

【変更の概要】該当する□にチェックし変更項目に○をつけてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 区分 | 変　更　項　目 | 該当 |
| １ | 建築計画 | 高さ、外周長、建築面積、床面積、平面計画 | □ |
| ２ | 外皮性能 | 屋根、外壁、開口部、断熱材、空調ゾーン | □ |
| ３ | 設備 | 空調・換気・照明・給湯・ＥＶ・エネルギー利用効率化設備 | □ |
| ４ | その他  ※計画書の様式記載内容等で省エネ性能に直接関係の無い変更内容についてはここに記入してください。 | （欄が不足の場合は別添書類を添付してください。なお左欄※の内容だけの場合は次ページは不要です） | □ |

【建築確認（計画通知）の変更】

　□有（□計画変更調書提出済　□計画変更申請済）　□無

**正・副**

建築物省エネ法に係る変更事項の概要

※ 計画変更に該当することが明らかな場合を除き、当調書に軽微な変更説明書及び変更前後がわかる図面・資料を添付してください。

※ 変更に係る内容について以下の枠内に記入し、□にチェックを入れてください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **１．計画の根本的な変更に該当するか** | | | | | | | | | | | |
|  | 下記に該当する場合はチェックボックスにチェックする。  □建築基準法上の用途の変更はあるか  □モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更、追加はあるか  □評価方法の変更はあるか  □その他の根本的な変更はあるか | | | | | | | | | | |
| 判定：チェックがあれば計画変更省エネ適合性判定を要する。 | | | チェックがある場合  　→→→→→→→ | | | | 計画変更へ | | | □ |
| チェックがない場合は軽微な変更として２へ  　　　　　　　↓↓↓↓↓↓ | | | | | | | | | | | |
| **２．軽微な変更に該当するか。** | | | | | | | | | | | |
|  | 軽微な変更説明書の記載内容を確認  □Ａ：建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更に該当する。  □Ｂ：一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更に該当する。  □Ｃ：建築物のエネルギー消費性能に係る再計算により、基準に適合することが明らかな変更に該当する。 | | | | | | | | | | |
| 判定 | Ａ又はＢにチェックがある場合  →→→→→→→→→→→→→→ | | | | 本調書及び軽微な変更説明書を添付して完了検査を申請 | | | | □ | |
| Ｃにチェックがある場合  　　↓↓↓↓↓↓ | | | | | |  | | | | |
| 軽微変更該当証明書を申請し、交付を受ける。 | | →→→→→→→ | | 本調書、軽微な変更説明書及び軽微変更該当証明書を添付して完了検査を申請 | | | | □ | | |